

**国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ**

保険年金課 健康保険係  
老人医療係

☎ 320 (国民健康保険)  
☎ 321 (後期高齢者医療)

**6月からスタート**  
国民健康保険の特定健康診査と後期高齢者医療の健康診査

生活習慣病の「早期発見」「予防」「健康の保持」を目的とした「特定健康診査」と後期高齢者の「健康診査」が6月から始まります。該当となる方には、5月中旬以降に受診券(A4サイズ)を郵送します。なお、現在特定保健指導を受けている方は、指導終了後に郵送します。

**健診期間**／6月1日(金)～11月30日(金)

**持ち物**／保険証・受診券・自己負担金(1千円)

**健診機関**／富士見市・ふじみ野市・三芳町の指定医療機関

**健康保険組合など社会保険に加入している方とその被扶養者の方へ**

加入している社会保険を通じて特定健診を受診してください。社会保険によっては、市内の医療機関でも特定健診が受けられます。詳しくは、ご加入の各保険者へお問い合わせください。

健康な生活のために人間ドックを定期的に受けましょう

年に1回、人間ドック検査料の補助を行っています。

**対象**／受診日に30歳以上で、納期到来分の保険税・保険料を完納している方

**40歳以上の方へ**

人間ドックの受診は、特定健康診査・健康診査を兼ねますので、その年度は特定健康診査・健康診査を受ける必要はありません。なお、特定保健指導を現在受けている方は、指導終了後に、特定健康診査または人間ドックを受診してください。

**費用**／自己負担額6千500円(検査料3万3千495円のうち2万6千900円を補助)

**申込み**／保険年金課で受診票と問診票の交付を受け、市内の指定医療機関で予約し、受診してください。

※指定医療機関は市ホームページをご覧ください。

※後期高齢者医療被保険者の方も同様です。

施設利用補助券を使い心も体もリフレッシュ

宿泊施設や入浴施設などの補助をぜひご活用ください。

**宿泊施設(全国)**／県国保連合会の契約保養施設(約300施設)、公営国民宿舎、かんぼの宿など

**入浴施設**／富士見ランドセンター、ゆうパークおごせ、川越湯遊ランド、真名井の湯大井店、埼玉スポーツセンター天然温泉、おふろの王様志木店

**補助金額**／  
宿泊施設・1泊大人2千円、子ども1千円(1人年度内2泊まで)  
入浴施設・1回につき大人、子どもとも300円(1人年度内3回まで)

※大人は中学生以上、子どもは小学生が対象です。

※宿泊施設のことや利用方法など、詳しくはお問い合わせください。

※後期高齢者医療被保険者の方も同様です。



**日本人の死因の約6割を「がん」・「心疾患」・「脳血管疾患」が占めています**

日本では、約6割の方が「がん」・「心疾患」・「脳血管疾患」が原因で亡くなっています。「がん」は早期発見すれば完治するケースも増えています。ほとんどのがんは初期症状もなく気付かないうちに進行してしまいます。毎年、検診を受け早期発見・早期治療することが重要です。

「心疾患」は狭心症や心筋梗塞など、「脳血管疾患」は脳梗塞や脳内出血などの病気です。どちらも、動脈硬化が原因であり、動脈硬化を促進するのが糖尿病・高血圧症・脂質異常症などの生活習慣病です。また、健診結果のそれぞれの値がそれほど悪くなくても、少し悪い値が複数あると動脈硬化を促進してしまいます。良く耳にするメタボリックシンドロームは、内臓脂肪の蓄積と小さいリスクが重なって存在している状態をいいます。それぞれをみると軽症で、自覚症状もないので、軽くみてしまいがちですが、実は動脈硬化が進んでいる状態なのです。

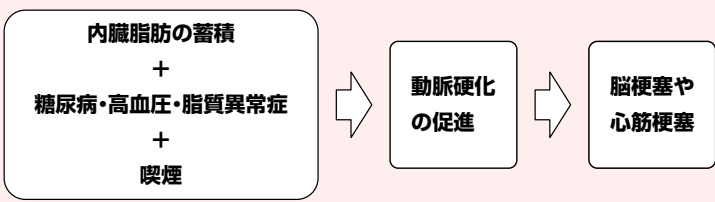
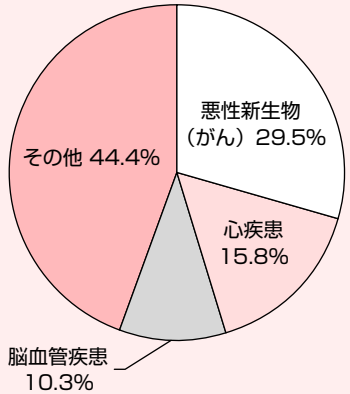
**自身の健康のために、年に一度『特定健診』の受診を！**

毎年受診することが重要です。動脈硬化は自覚症状のないまま進行してしまいます。1年に1度からだのチェックをして、昨年の結果と見比べてみましょう。健診の結果、生活習慣の改善が必要と思われる方には後日、特定保健指導の案内が届きますので、ぜひ有効活用してください。

**『特定健診』と『がん検診』は同時に受診できます！**

がん検診の問合せ／健康増進センター ☎049-252-3771

日本人の死因



## 平成24年度市税納期一覧

問合せ／収税課 ☎049-252-7119

口座振替日は表のとおりです。口座への入金は前日までにお願います。

	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税
5月		第1期 31日	第1期 31日	
6月	第1期 7月2日			
7月		第2期 31日		第1期 31日
8月	第2期 31日			第2期 31日
9月				第3期 10月1日
10月	第3期 31日			第4期 31日
11月				第5期 30日
12月		第3期 25日		第6期 25日
1月	第4期 31日			第7期 31日
2月		第4期 28日		第8期 28日
3月				第9期 4月1日

### 納税は便利な口座振替で

次の税目は、コンビニエンスストアでも納付できます。

●市県民税 ●固定資産税・都市計画税 ●軽自動車税

※コンビニ納付について詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

## 軽自動車税の減免制度

税務課諸税係 ☎348

申請期限／5月24日(木)

※納付してしまおうと対象になりませんのでご注意ください。

### 身体障がい者などの減免

対象／●身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちで、障がいの程度が一定以上の方●療育手帳(ⒶまたはA)をお持ちの方

●精神障害者保健福祉手帳(1級)および自立支援医療の受給者証(精神通院医療に限る)をお持ちの方

※手帳をお持ちの方と生計を同一にする方が所有する車を、手帳をお持ちの方のために専ら運転する場合や身体障がい者などのみで構成される世帯の方が所有する車を常時介護する方が運転する場合も対象になります。軽自動車などと普通自動車の

両方をお持ちの方は、いずれか1台のみ減免の対象になります。昨年度減免を受けた方には、ご自宅に申請書を郵送します。

申請方法／次のものを持参し、税務課で申請をしてください。●身体障害者手帳など(上記手帳のいずれか)●平成24年度軽自動車税納税通知書●印鑑●運転免許証●車検証の写し●そのほか要件を満たすために必要な書類

※手帳をお持ちの方と車を所有する方が同じ住所でない場合は、同一生計であることが確認できるもの(扶養親族であることが確認できる健康保険証など)も必要です。

生活扶助を受けている方の減免対象／生活保護法の規定により生活扶助を受けている方が、所有または使用する軽自動車など申請方法／次のものを持参し、税務課で申請してください。●生活保護受給証明書●平成24年度軽自動車税納税通知書●印鑑●運転免許証●車検証の写し

## 納税通知書を発送します

固定資産税・都市計画税に関すること

税務課土地係 ☎354

家屋係 ☎356

軽自動車税に関すること

税務課諸税係 ☎348

平成24年度の固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納税通知書を5月1日(火)に発送します。固定資産税・都市計画税は平成24年1月1日現在の所有者に、軽自動車税は、同年4月1日現在の所有者に、それぞれ課税されます。

## 都市計画法第34条第11号の運用開始について

建築指導課 ☎423

都市計画法第34条第11号の規定(市街化調整区域においても公共施設が整備されている区域は住宅などを建築することができるとする)に基づく条例の区域が、南畑地域で先行して決定され、5月1日から運用を開始します。

なお、そのほかの市街化調整区域についても今後、区域の指定について検討をしていく予定です。詳しくは、市ホームページおよび建築指導課(開発担当)へお問い合わせください。

## 市議会副議長を選出

議会事務局 ☎165

3月14日の富士見市議会定例会で、副議長に藤屋喜代美氏が選出されました。



副議長 藤屋喜代美  
所属党派：民主党  
当選回数：3回